

土壤汚染対策法に基づく届出について

- ◎2010年4月から2020年11月までの間に本市が発注した工事について、土壤汚染対策法に基づく届出状況の調査を行った結果、合計133件の未届事業が判明しました。
- ◎未届事業については速やかに必要な届出を行うとともに、今後再発防止に努めます。

1 未届件数（2010年4月から2020年11月までに発注した工事）

	対象件数	届出済件数	未届件数
都市建設局	101	29	72
農水局	26	1	25
教育委員会事務局	28	4	24
上下水道局	7	2	5
健康福祉局	2	0	2
経済観光局	6	3	3
文化市民局	1	0	1
西区役所	1	0	1
合計	172	39	133

2 原因

- ・土壤汚染対策法に基づく手続きの必要性について認識が不足していた。

3 対応

- ・未届事業については、令和3年2月末までに各工事等発注部署から届出を行った。
- ・届出のあった事業については、土壤汚染対策法所管部署が速やかに確認し、必要があれば各工事等発注部署に指導する。

4 再発防止策

- ・発注段階等におけるチェックリストを整備し、届出漏れがないよう徹底する。
- ・工事発注部署の職員に対し説明会を開催するなど、法の趣旨等を改めて周知徹底する。